



令和8年度 和歌山県会計年度任用職員 (和歌山県中央児童相談所保育士) 任用試験案内

(問い合わせ先) 和歌山県中央児童相談所
〒641-0014 和歌山市毛見1 4 3 7 - 2 1 8
一時保護課：TEL 073 (445) 5312 (内線600)

1 受付期間・試験日時・試験会場・合格発表

受付期間	郵送による受付 令和8年11月2日(月)～令和8年11月25日(水)【必着】 ※持参による受付は行いません。
試験日時	令和8年12月2日(水)午後2時00分～
試験会場	和歌山県中央児童相談所 2階大会議室
合格発表	令和8年12月3日(木) ※合格者に電話連絡します。
試験実施機関	和歌山県中央児童相談所

2 任用予定人数・勤務場所・主な業務内容

任用予定人数	勤務場所	主な業務内容
1名	中央児童相談所 一時保護施設	未就学児の保育(※)

(※) 入所児童の行動観察・生活指導全般・その他付帯業務を行う。

※保育士の採用前確認事項

令和8年12月25日に施行される学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「子ども性暴力防止法」という。)に基づき、特定性犯罪事実該当者(子ども性暴力防止法第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者をいう。以下同じ。)については、保育士としての業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、保育士として採用される予定の人に対しては、あらかじめ採用までの間に、誓約書等により特定性犯罪事実該当者であるか否かの確認を行います。

なお、当該確認等の結果、特定性犯罪事実該当者であることが判明した場合は、採用しないことがあります。

3 受験資格

- (1) 保育士の資格を有する者。
- (2) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。(地方公務員法第16条に規定する人)
 - (ア) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - (イ) 和歌山県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - (ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4 試験等の方法及び内容

面接試験：人物、能力、性格等についての個別面接

5 勤務条件等

任用期間	令和9年1月1日から令和9年3月31日まで ※勤務成績等により3回まで再度の任用が可能（最長4年間）。
勤務形態	午前9時から午後5時00分（休憩1時間） ※週4日（日・月・火・水）の勤務になります
報酬	○給料日額 11,263 円 ～ 12,096 円 ※職務の経歴に応じ、報酬額が異なります。 ※上記報酬額は地域手当相当額を含みます。 ○費用弁償（通勤費相当分） 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の定めに従い支給（1月当たり150,000円が限度）
福利	健康保険（※）、厚生年金保険、雇用保険 ※現在、任意継続制度等に参加している方も共済組合に参加することになり、その後退職しても以前の任意継続制度に戻れません。
休暇	○年次有給休暇 勤務年数に応じ付与（令和9年1月～3月までは2日） ○特別休暇 忌引休暇（有給）等
服務	地方公務員法の規定による。守秘義務、職務専念義務等

6 試験結果の情報提供について

この試験の結果については、受験者本人の申し出により情報提供を受けることができます。情報提供を希望する人は、以下により受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、中央児童相談所に申し出てください。

情報提供の対象者	内容	期間
受験者	総合得点及び 総合順位	合格発表の日の翌日午後3時から1月間 （土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する日を除く。） 午前9時（期間の初日は午後3時）から午後5時45分まで

7 受験手続及び受付期間

配布場所	和歌山県中央児童相談所 一時保護課
申込方法	下記の申込書類を、下記の申込先へ郵送により申し込んでください。 ※必ず簡易書留郵便とし、封筒の表に「受験申込み」と朱書きしてください。これ以外による不着の問題につきましては、一切対応じかねます。
申込書類	○履歴書 1通 ※必要事項を記入の上、写真を貼付したもの ○資格証の写し
申込先	宛先：〒641-0014 和歌山市毛見1437-218 和歌山県中央児童相談所 一時保護課 電話：073（445）5312
受付期間	令和8年11月2日（月）～令和8年11月25日（水）【必着】

（注）この任用試験において取得した個人情報、職員任用試験及び任用に関する事務以外の目的には使用しません。また受験に際し提出された書類は、中央児童相談所において一定期間保管後、速やかに安全かつ適切な方法で廃棄します。